

各団体、剣道部長、役員、幹事 殿

令和6年4月

主 催 近畿実業団剣道連盟

後 援 全日本実業団剣道連盟

(公社)大阪府剣道連盟

第61回 近畿（中国・四国）実業団剣道大会開催について

1. 期 日 令和6年6月29日（土）午前9時30分開始
2. 場 所 大阪市立東淀川体育館 住所 大阪市東淀川区東中島4丁目4-4
(駐車場はありませんので電車・バスでの参加をお願いします)
入場制限はいたしません
3. 選 手 七段以下とする
4. 大会種目
 - (1) 男子団体試合 ※掲示用団体名（5文字以内）を申込書に記載して下さい
 - (2) 女子団体試合 ※掲示用団体名（5文字以内）を申込書に記載して下さい
5. 選手資格
 - (1) 出場選手は近畿実業団剣道連盟の会員であること。また、近畿実業団剣道大会へ選手登録した同一人物は、関東実業団・中部実業団・九州実業団の各剣道大会へ重複出場はできない。但し、全日本実業団剣道大会への出場はこの限りでない。
(此の項 全日本実業団剣道連盟事務局通告による。)
 - (2) 規定の年会費、参加費を納入済であること。
 - (3) 参加選手は、その会社及び事業所に継続して3ヶ月以上在勤在職者に限る。
(但し本年度4月入社の者は此の限りではない)
 - (4) 男子の部・女子の部とも加盟団体より2チームの参加を認める。(いずれもオーダーは自由とする。)
 - (5) 選手は七段以下の者とし、男子の部は監督1名・選手5名・補欠1名、女子の部は監督1名・選手3名・補欠1名とする。なお、男子の部は、女子との混成を認めない。
6. 試合方法
 - (1) トーナメント戦、3本勝負とする。(ただしチーム数によりリーグ戦を実施する)
 - (2) 試合時間は男子3分(但し準決勝・決勝は4分とする)制限時間内に勝敗が決しない場合は引分けとする。
 - (3) トーナメント戦では、勝敗は勝者数の多い団体を勝ちとし、勝者同数の場合は、得本数の多い団体を勝ちとする。
なお得本数も同数の場合は代表者により1本勝負で勝敗を決するまで行う。
リーグ戦では、勝ちチームに1点、引分けは0.3点とし、勝敗は得点が多い団体を勝ちとし、得点も同数の場合は勝者数の多い団体を勝ちとし、勝者同数の場合は、得本数の多い団体を勝ちとする。なお得本数も同数の場合は代表者により1本勝負で勝敗を決するまで行う。
3チーム同点の場合の決定戦は、抽選によりトーナメント戦とし代表者により1本勝負で勝敗が決するまで行う。
代表者戦は、3分毎に区切り3回延長戦後に休憩を入れそれを繰り返し、勝敗の決するまで行う。
 - (4) 申込後の選手変更は、6月14日（金）までに事務局に届出のあった場合に限り、登録選手の変更を認める。
 - (5) 試合開始後、選手に事故・体調不良者があり交代を必要とする時は、その試合場の審判主任に申し出て補欠をその選手のポストに補充する。あるいは欠員のまま試合を続行した時は欠員の相手側を不戦勝として2本を与える。

7. 審判方法

全日本剣道連盟試合規則及び審判規則及び細則並びに全日本剣道連盟より発出されている「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法」に準じて行なう。

8. 申込方法

- (1) 申込締切日 5月31日(金) 必着
- (2) 申込書送付先 近畿実業団剣道連盟事務局
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町3丁目1番27号 船場大西ビル4階 株式会社ヤマガタ
近畿実業団剣道連盟 事務局長 徳岡
電話番号 090-1674-7918 徳岡
FAX 06-6121-8751 ヤマガタ徳岡宛
- (3) 申込用紙 別紙の申込用紙を使用する。

9. 参加料

- (1) 参加料(傷害保険料含む)
男子団体 1チームに付 12,000円 女子団体 1チームに付 6,000円
- (2) 年会費
令和6年度 年会費 10,000円を5月31日(水)までに団体名を明記の上次の口座に納入してください。
新入会団体は入会金 30,000円と年会費 10,000円と参加費を納入して下さい。
郵便振込(口座番号 00910-6-124571) 近畿実業団剣道連盟
銀行振込(りそな銀行 桜川支店 普通口座 6516932) 近畿実業団剣道連盟
(三井住友銀行 大正区支店 普通口座 0187016) 近畿実業団剣道連盟

10. 組合せ方法

6月上旬に連盟役員立会のうえ、厳正な抽選を行い決定する。

11. 表彰

優勝チームには優勝旗、優勝杯(持回り)、優勝盃、賞品、賞状を授与する。

(男子優勝旗、女子優勝盃)

準優勝、第3位(2チーム)には賞品、賞状を授与する。

12. 傷害処置

大会中、選手が負傷したときは、主催者は応急措置を施すがそれ以外の責任は負わない。

13. その他事項

- (1) 剣道試合・審判規則が2019年4月1日に改訂されています。細則第2条規則第3条(竹刀)により、大会において竹刀の検査を実施することがあります。
- (2) 選手に弁当はありません。
- (3) 各選手は名札に明確に団体名・名前を付ける事。違反者は試合に出場できない。白墨は認めない。
- (4) 紅白目印は各団体においてご用意下さい。
- (5) 申込後、欠席の場合、参加料の返金はできません。(プログラムは後日送付)

14. 安全対策

(1) 竹刀検査の実施

審判主任および審判員が試合中、明らかに不正(剣先の細い等)と思われる竹刀を発見した場合、当該試合終了後、計測担当者により竹刀検査を実施いたします。検査の結果、規定外と認められた場合、その竹刀は今大会終了まで、大会本部にてお預かりいたします。

昨今、竹刀による事故も起きておりますので、必ず基準を満たした竹刀を使用してください。